

2 罹災証明書の迅速な発行と信頼性の確保等

勧告	説明図表番号
<p>(1) 罹災証明及び被災証明の概要</p> <p>災害により被害を受けたことを証明する書面には、罹災証明書、被災証明書があり、これらの証明事務は市町村の自治事務として行われる事実の証明である。</p> <p>罹災証明書は、その交付を明確に規定した法令がなく、その役割が必ずしも明確でない。そのため、所管府省も明確でなく、市町村がそれぞれの判断で発行している。ただし、罹災証明書を、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給申請に必要な「被災世帯であることを証する書面」として発行するときは、被害調査を行った上で、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日付け内閣府政策統括官（防災担当）通知）をよりどころに判定した全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊等の被害区分が記載される。</p> <p>また、罹災証明は、被災者生活再建支援金の支給、災害援護資金の貸付、税や保険料の減免などの各種の公的支援制度の適用基準とされているほか、民間の支援制度にも利用されている。このため、罹災証明書の発行時期と被害認定結果が、被災者の生活再建のスピードを左右するものともなっている。</p> <p>次に、被災証明書についても、その交付を明確に規定した法令がなく、その役割が必ずしも明確でない。そのため、所管府省も明確でなく、市町村がそれぞれの判断で発行しており、通常、市町村が被災者の便宜を考慮し、罹災証明が対象としない動産の被害や被災者から被災の届出があったことを証明している。</p> <p>このような状況を踏まえ、現在、内閣府では、「防災対策推進検討会議最終報告」（平成24年7月31日中央防災会議防災対策推進検討会議）において、「個々の被災者を支援するためにまず必要となる罹災証明について災害対策法制に位置付けるべきである」とされたことを踏まえ、罹災証明の法的な位置付けを検討している。</p> <p>調査対象とした20市町（被災3県（岩手県、宮城県及び福島県を示す。以下同じ。）の県庁所在地及び浸水範囲人口1万人以上の市町。以下「調査対象20市町」という。）のうち、罹災証明書の発行件数は、集計している19市町の合計で約76万件、被災証明書の発行件数は、集計している17市町の合計で約90万件である。</p>	<p>図表2-(1)-①</p> <p>図表2-(1)-②</p> <p>図表2-(1)-③</p> <p>図表2-(1)-④</p>
<p>(2) 罹災証明等の統一の実施</p> <p>ア 罹災証明等の対象範囲</p> <p>罹災証明及び被災証明は、法的位置付けが不明確なため、その対象範囲は市町村によって一様でない。</p>	<p>図表2-(2)-①</p>

建物については、調査対象20市町の全てが、被災者生活再建支援金支給の条件である住家用建物の被害を罹災証明の対象としている。

一方、店舗、事務所、工場等の住家用建物以外の建物の被害については、課税台帳記載の有無にかかわらず罹災証明の対象とする市町（10市町）、課税台帳に記載されている建物に限り対象とする市町（10市町）がある。

また、設備、車両、漁船等の動産の被害については、調査対象20市町のうち、18市町が被災証明の対象としている。このうち、4市町は現地調査等で被害を確認し証明しているが、14市町は被害の証明ではなく、申請者が被害を申し出たことについて証明している。

このほか、住民基本台帳を基に被災地の住民であることを証明する市町（3市町）、平成23年6月から11月までの間に行われた高速道路料金の無料措置を利用するための被災証明書を発行している市町（6市町）がある。

このように、罹災証明及び被災証明の対象範囲が市町村によって区々であることに加え、各種の被災者支援制度において、市町村が自治事務として任意に発行する罹災証明書を添付書類として求める運用を行っていることから、調査対象20市町において、以下のとおり、市町によって被災者支援制度を利用できるかどうかには差が生じているものがあるほか、市町に過大な事務負担が生じている例がみられた。

（事例1）設備を対象とした罹災・被災証明が発行されていないため特別貸付制度を利用できなかった例

調査対象20市町のうち2市町は、申請者が被害を受けたとする建物や動産が課税台帳に記載されていない場合、被害の証明が困難であるとして、罹災・被災証明書を発行していない。

このため、東日本大震災復興特別貸付を受けようとした被災事業者が、申請に必要な市町発行の設備被害の罹災・被災証明書を用意できず、低金利での貸付けを受けられなかった。

（事例2）高速道路料金の無料措置の利用者の範囲が市町村によって異なる例

東北地方の高速道路の無料措置では、市町村発行の罹災・被災証明書の提示が求められた。

被災証明書について統一的な発行基準が存在しない中で市町村は独自に基準を定めることとなり、調査対象20市町のうち、9市町は「家財などの被害」、6市町は「停電」、5市町は「登録住民（全住民）」とした。

このため、市町によって、無料措置の利用者の範囲に差が生じた。

（事例3）高速道路料金の無料措置に伴う市町の事務負担

東北地方の高速道路の無料措置では、調査対象20市町のいずれにも大

2 罹災証明書の迅速な発行と信頼性の確保等

勧告	説明図表番号
<p>(1) 罹災証明及び被災証明の概要</p> <p>災害により被害を受けたことを証明する書面には、罹災証明書、被災証明書があり、これらの証明事務は市町村の自治事務として行われる事実の証明である。</p> <p>罹災証明書は、その交付を明確に規定した法令がなく、その役割が必ずしも明確でない。そのため、所管府省も明確でなく、市町村がそれぞれの判断で発行している。ただし、罹災証明書を、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給申請に必要な「被災世帯であることを証する書面」として発行するときは、被害調査を行った上で、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日付け内閣府政策統括官（防災担当）通知）をよりどころに判定した全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊等の被害区分が記載される。</p> <p>また、罹災証明は、被災者生活再建支援金の支給、災害援護資金の貸付、税や保険料の減免などの各種の公的支援制度の適用基準とされているほか、民間の支援制度にも利用されている。このため、罹災証明書の発行時期と被害認定結果が、被災者の生活再建のスピードを左右するものともなっている。</p> <p>次に、被災証明書についても、その交付を明確に規定した法令がなく、その役割が必ずしも明確でない。そのため、所管府省も明確でなく、市町村がそれぞれの判断で発行しており、通常、市町村が被災者の便宜を考慮し、罹災証明が対象としない動産の被害や被災者から被災の届出があったことを証明している。</p> <p>このような状況を踏まえ、現在、内閣府では、「防災対策推進検討会議最終報告」（平成24年7月31日中央防災会議防災対策推進検討会議）において、「個々の被災者を支援するためにまず必要となる罹災証明について災害対策法制に位置付けるべきである」とされたことを踏まえ、罹災証明の法的な位置付けを検討している。</p> <p>調査対象とした20市町（被災3県（岩手県、宮城県及び福島県を示す。以下同じ。）の県庁所在地及び浸水範囲人口1万人以上の市町。以下「調査対象20市町」という。）のうち、罹災証明書の発行件数は、集計している19市町の合計で約76万件、被災証明書の発行件数は、集計している17市町の合計で約90万件である。</p>	<p>図表2-(1)-①</p> <p>図表2-(1)-②</p> <p>図表2-(1)-③</p> <p>図表2-(1)-④</p>
<p>(2) 罹災証明等の統一的実施</p> <p>ア 罹災証明等の対象範囲</p> <p>罹災証明及び被災証明は、法的位置付けが不明確なため、その対象範囲は市町村によって一様でない。</p>	<p>図表2-(2)-①</p>

建物については、調査対象20市町の全てが、被災者生活再建支援金支給の条件である住家用建物の被害を罹災証明の対象としている。

一方、店舗、事務所、工場等の住家用建物以外の建物の被害については、課税台帳記載の有無にかかわらず罹災証明の対象とする市町（10市町）、課税台帳に記載されている建物に限り対象とする市町（10市町）がある。

また、設備、車両、漁船等の動産の被害については、調査対象20市町のうち、18市町が被災証明の対象としている。このうち、4市町は現地調査等で被害を確認し証明しているが、14市町は被害の証明ではなく、申請者が被害を申し出たことについて証明している。

このほか、住民基本台帳を基に被災地の住民であることを証明する市町（3市町）、平成23年6月から11月までの間に行われた高速道路料金の無料措置を利用するための被災証明書を発行している市町（6市町）がある。

このように、罹災証明及び被災証明の対象範囲が市町村によって区々であることに加え、各種の被災者支援制度において、市町村が自治事務として任意に発行する罹災証明書を添付書類として求める運用を行っていることから、調査対象20市町において、以下のとおり、市町によって被災者支援制度を利用できるかどうかには差が生じているものがあるほか、市町に過大な事務負担が生じている例がみられた。

（事例1）設備を対象とした罹災・被災証明書が発行されていないため特別貸付制度を利用できなかった例

調査対象20市町のうち2市町は、申請者が被害を受けたとする建物や動産が課税台帳に記載されていない場合、被害の証明が困難であるとして、罹災・被災証明書を発行していない。

このため、東日本大震災復興特別貸付を受けようとした被災事業者が、申請に必要な市町発行の設備被害の罹災・被災証明書を用意できず、低金利での貸付けを受けられなかった。

（事例2）高速道路料金の無料措置の利用者の範囲が市町村によって異なる例

東北地方の高速道路の無料措置では、市町村発行の罹災・被災証明書の提示が求められた。

被災証明書について統一的な発行基準が存在しない中で市町村は独自に基準を定めることとなり、調査対象20市町のうち、9市町は「家財などの被害」、6市町は「停電」、5市町は「登録住民（全住民）」とした。

このため、市町によって、無料措置の利用者の範囲に差が生じた。

（事例3）高速道路料金の無料措置に伴う市町の事務負担

東北地方の高速道路の無料措置では、調査対象20市町のいずれにも大

きな事務負担が生じ、通常の罹災証明書の発行に遅れが生じた。

例えば、無料措置の適用基準を「家財などの被害」として高速道路用被災証明書の発行を検討していた1市町では、近隣市町村が「停電」による発行を始めたことを受け、近隣市町村との公平性を確保するため、適用基準を「停電」とした。同市町は全戸が停電したため、対象者は全住民となり、職員30人体制で約10.7万件の被災証明書を発行した。

(事例4) 漁船の罹災・被災証明書を市町が発行している例

東日本大震災における漁船の被害は2万隻を超える。

被災漁業者を対象とした漁船建造のための無利子融資などは、貸付けの条件として漁船被害の罹災・被災証明書を求められているが、市町村は漁船に関するデータを保有していない。

調査対象20市町において、漁船被害の罹災・被災証明書の発行が確認できた5市町のうち、4市町は漁業協同組合（以下「漁協」という。）への問合せ又は漁業被災者の自己申告に基づき市町が罹災・被災証明書を発行した。残る1市町については、漁協が証明書を発行した。

また、市町が罹災・被災証明書を発行していても、市町の発行事務が遅れ、漁業被災者が貸付申請を行えないため、漁協が独自に証明書を発行した例もみられた。

イ 罹災証明書等の記載事項

罹災証明書及び被災証明書の様式は統一されていない。

図表2-(2)-②

調査対象20市町のうち、10市町は罹災証明書の記載事項に世帯員の記載がない。

このため、応急仮設住宅の入居申請、授業料免除申請、登録免許税の減免申請（建物所有者が申請者以外の世帯員の場合）などで、申請者は、別途、住民票を取得し、添付しなければならなかった。

ウ 罹災証明書等の発行部数

罹災証明書及び被災証明書の1回の申請での発行部数は統一されていない。

図表2-(2)-③

調査対象20市町のうち3市町は、罹災証明書の発行部数を1部に限定しているため、被災者は必要の都度、再発行を申請している。

(3) 罹災証明書の迅速な発行

ア 市町村における事前準備

内閣府は、阪神淡路大震災及び新潟県中越地震における対応の反省を踏まえ、これまでに被害認定事務に関する各種の資料を市町村に示していた。

図表2-(3)-①

しかし、調査対象20市町のうち、内閣府の資料を踏まえた独自の規程やマニュアルを策定するなどの罹災証明事務の事前準備を行っていなかった市

図表2-(3)-②

きな事務負担が生じ、通常の罹災証明書の発行に遅れが生じた。

例えば、無料措置の適用基準を「家財などの被害」として高速道路用被災証明書の発行を検討していた1市町では、近隣市町村が「停電」による発行を始めたことを受け、近隣市町村との公平性を確保するため、適用基準を「停電」とした。同市町は全戸が停電したため、対象者は全住民となり、職員30人体制で約10.7万件の被災証明書を発行した。

(事例4) 漁船の罹災・被災証明書を市町が発行している例

東日本大震災における漁船の被害は2万隻を超える。

被災漁業者を対象とした漁船建造のための無利子融資などは、貸付けの条件として漁船被害の罹災・被災証明書を求められているが、市町村は漁船に関するデータを保有していない。

調査対象20市町において、漁船被害の罹災・被災証明書の発行が確認できた5市町のうち、4市町は漁業協同組合（以下「漁協」という。）への問合せ又は漁業被災者の自己申告に基づき市町が罹災・被災証明書を発行した。残る1市町については、漁協が証明書を発行した。

また、市町が罹災・被災証明書を発行していても、市町の発行事務が遅れ、漁業被災者が貸付申請を行えないため、漁協が独自に証明書を発行した例もみられた。

イ 罹災証明書等の記載事項

罹災証明書及び被災証明書の様式は統一されていない。

図表2-(2)-②

調査対象20市町のうち、10市町は罹災証明書の記載事項に世帯員の記載がない。

このため、応急仮設住宅の入居申請、授業料免除申請、登録免許税の減免申請（建物所有者が申請者以外の世帯員の場合）などで、申請者は、別途、住民票を取得し、添付しなければならなかった。

ウ 罹災証明書等の発行部数

罹災証明書及び被災証明書の1回の申請での発行部数は統一されていない。

図表2-(2)-③

調査対象20市町のうち3市町は、罹災証明書の発行部数を1部に限定しているため、被災者は必要の都度、再発行を申請している。

(3) 罹災証明書の迅速な発行

ア 市町村における事前準備

内閣府は、阪神淡路大震災及び新潟県中越地震における対応の反省を踏まえ、これまでに被害認定事務に関する各種の資料を市町村に示していた。

図表2-(3)-①

しかし、調査対象20市町のうち、内閣府の資料を踏まえた独自の規程やマニュアルを策定するなどの罹災証明事務の事前準備を行っていなかった市

図表2-(3)-②

町は12市町である。

事前準備が行われていなかった背景には、罹災証明が法的に位置付けられていないこともあったと考えられる。

イ 発災から罹災証明書発行までの期間

調査対象20市町の罹災証明書の発行開始日は、それぞれ異なり、発災（平成23年3月11日。以下同じ。）から最も早い市町で7日後、最も遅い市町で48日後である。

また、発災から7日後に罹災証明書を発行した市町における最初の被災者生活再建支援金支給日は発災から48日後であり、発災から48日後に罹災証明書を発行した市町における最初の同支援金支給日は発災から111日後である。このように、罹災証明書の発行は、被災者の生活再建のスピードを左右するが、居住する市町村によって、発行開始日に大きな差が生じている。

罹災証明書発行の開始時期は、被災した建物の数、庁舎の被災状況、確保できる職員の数などに影響を受けるが、例えば、甚大な被害を受け、被災により庁舎の移転を余儀なくされた市町であっても罹災証明書の発行開始が発災から16日後であることを考えると、罹災証明事務の実施方法にも要因があると考えられる。

ウ 被害調査の方法と罹災証明書の発行時期との関係

罹災証明は、市町村の被害調査を経て決定される。

被害調査には、基本的に、外観目視により建物被害を認定する第1次調査、その認定に対して再調査依頼があった場合に建物内部に立ち入る第2次調査、さらに再調査依頼があった場合に行われる再調査がある。

被害認定は、通常、屋根、柱といった家屋の各部位の損害割合を積み上げて行われるが、東日本大震災では、認定の迅速化を図るため、航空写真等を活用した津波による建物被害の認定、損害割合イメージ図（建物の損害割合を外観図を用いて分かりやすく示したもの）を活用した地震による建物被害の認定が導入された。

調査対象20市町のうち、3市町は、被害認定のための現地調査を行う前に、航空写真等を活用した罹災証明書を、発災から平均10日後に発行している。次いで、7市町は、現地調査開始の日から罹災証明書を発行しており、発災から平均18日間を要している。これに対し、被害認定の統一を図ることなどを行ったために現地調査開始から一定期間経過後に罹災証明書を発行している10市町は、発災から平均35日間を要している。

また、第1次調査を外観目視のみで実施した11市町は、調査開始から最初の罹災証明書を発行するまでに平均8日間を要しているのに対し、第1次調査で建物内部への立入りを併せて行った6市町は、平均24日間を要している。

図表 2 - (3) - ③

図表 2 - (3) - ④

図表 2 - (3) - ⑤

図表 2 - (3) - ⑥

このように、罹災証明書については、それを迅速に発行するとの方針の下、第1次調査を外観目視のみで行った市町の方が発行時期が早くなっている。建物が全壊した被災世帯への支援の必要性は高いため、認定の判断に困難を伴うものとはともかく、一見して全壊と認定できる建物については、航空写真等の確認や現地調査後、速やかに罹災証明書を発行することが必要と考えられる。

エ 被害調査における他自治体の応援や民間委託の状況

調査対象20市町のうち、被害調査に他自治体職員の応援を受けたものは13市町、受けなかったものは6市町である（1市町は不明）。また、建築士等の専門家への委託を行ったものは4市町である。

図表2-(3)-⑦

被害調査については、主に固定資産評価を行っている税務担当課の職員が行ったが、大量の調査件数の処理と被害認定に不服を持つ申請者とのやり取りで困難を極めていた。

特に困難な事案の処理には、建築士等の専門家への委託が有効と考えられるが、平時からの協定締結が進んでおらず、発災後には混乱で手続を行う余裕がないため、委託は進んでいない。

図表2-(3)-⑧

このことから、将来発生が懸念されている大規模災害に備え、被害調査について、実務経験者の活用、建築士等の専門家への円滑な委託をあらかじめ行えるようにしておく必要があると考えられる。

(事例1) 他自治体職員の応援や民間委託が実施できなかった例

調査対象20市町のうち、罹災証明書の発行が最も遅かった（発災から48日後）市町は、罹災証明書の発行を求めて殺到する住民の対応に追われ、他自治体への応援職員の要請や民間委託を行う準備ができなかった。

(事例2) 民間委託の例

関係する4団体に被害調査への協力を依頼した市町では、提示された委託費用が高額だった3団体への委託を断念した。残る1団体は、1人当たりの謝礼1日6,000円で市職員による被害調査への同行を了解した。この協力で、困難事案への迅速な対応が可能となり、円滑な罹災証明事務の実施に役立った。

(4) 被害調査の信頼性の確保

ア 市町村における再調査の実施状況

被害認定の結果が各種の被災者支援に反映（例えば、被災者生活再建支援金（基礎支援金）の支給額は、全壊世帯100万円、大規模半壊世帯50万円）されるため、的確な被害認定が求められる。

調査対象20市町では、再調査依頼による調査の実施率（第1次調査件数

図表2-(4)-①

に対する第2次調査及び再調査件数の対比值)に0.9%から18.3%までの幅がある。また、再調査依頼による被害認定の変更率(第1次調査件数に対する被害認定変更件数の対比值)にも0%から8.2%までの幅がある。

市町によって再調査依頼の発生状況に大きな差が生じている理由を特定することはできないが、平時における被害調査研修の充実、被災自治体に対する応援職員の派遣による調査実務の習熟が、被害調査の信頼性確保のために有効と考えられる。

また、再調査依頼は、全壊、大規模半壊、半壊の境目など認定の判断に困難が伴う事案で起こりやすいと考えられ、建築士等の専門家の活用が有効と考えられる。また、調査対象20市町のうち、建築士に委託している4市町では、困難事案への迅速な対応が可能となり、円滑な罹災証明事務の実施に役立ったとしている。

イ 再調査依頼の教示

調査対象20市町では、市町によって、被害調査の再調査依頼に関する教示の方法に違いがあり、再調査の実施率との間に一定の関係性がある。

第1次調査結果に対する再調査依頼が可能なことを、広報誌や罹災証明書の中で説明している7市町の第2次調査の実施率は平均10.2%である。これに対し、職員が口頭で説明している、又は説明していないとする8市町の実施率は平均6.5%である。

なお、第2次調査結果に対する再調査依頼が可能なことを、広報誌や罹災証明書の中で説明している3市町と、職員が口頭で説明している、又は説明していないとする10市町の再調査の実施率は、それぞれ7.8%と6.7%でほぼ同じである。

被害認定の結果が、その後の被災者支援の内容に影響を与えることを踏まえ、被害調査の再調査依頼に関する明確な教示が求められる。

【所見】

したがって、内閣府は、被災者を支援するためにまず必要となる罹災証明の迅速化と信頼性の確保を図るため、遅滞なく交付すべきことについて法的な位置付けを行うとともに、市町村に対し、以下の技術的助言を行う必要がある。

- ① 罹災証明に関する規程やマニュアルの作成などの事前の準備を促進すること。
- ② 罹災証明書の発行時期に関する方針、第1次調査の実施方法を検討し、罹災証明書発行の迅速化を図るとともに、市町村間で発災から証明書発行までの期間に大きな差が生じることを防ぐこと。
- ③ 平時における被害調査研修の充実、被災自治体に対する応援による調査実務の習熟、被害調査の実務経験者の活用、建築士等の専門家との協定締結を促進するなど、調査に対する信頼感を高めることにより、市町村の間で被害認定に

図表2-(4)-②

対する再調査依頼の発生に大きな差が生じることを防ぐこと。

- ④ 法律の施行通知などにより、被害認定に対する再調査依頼ができることについて、引き続き周知徹底すること。

図表 2 - (1) - ① 災害の被害認定基準

被害の程度	認定基準	
	①損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める損壊割合	②損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合
全壊	70%以上	50%以上
大規模半壊	50%以上 70%未満	40%以上 50%未満
半壊	20%以上 50%未満	20%以上 40%未満
一部損壊等	20%未満	20%未満

(注) 内閣府の資料に基づき当省が作成した。

図表 2 - (1) - ② 罹災証明書が必要とされる制度

分野	制度名
給付等	被災者生活再建支援金の支給 東日本大震災災害義援金の支給 災害救助法に基づく住宅の応急修理 仮設住宅の申込
減免等	国民健康保険料の減免、一部負担金の猶予及び免除 後期高齢者医療一部負担金の免除 介護保険料の減免・猶予、介護サービス利用料の減額・免除 保育料の減免 障害福祉サービス利用者負担金の減免 障害者支援施設の入所者負担の減免 固定資産税、都市計画税、個人市県民税の減免 登録免許税の減免 水道、電気料金の減免
貸付・その他	災害援護資金貸付 災害復興住宅融資（住宅金融支援機構） 東日本大震災復興特別貸付（日本政策金融公庫） 金融機関による貸付（住宅の復旧・修繕に関する資金、自動車用の購入・修理に関する資金、教育関連資金等）※ 損害保険金等の請求※

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「※」印を付したものは民間の支援制度である。

図表 2 - (1) - ③ 防災対策推進検討会議最終報告(平成 24 年 7 月 31 日中央防災会議防災対策推進検討会議) <抜粋>

(2) 被災地の避難生活や生活再建に対するきめ細かな支援

① 被災者を支える基盤づくり

○ 個々の被災者を支援するためにまず必要となる罹災証明について災害対策法制に位置付けるべきである。

図表 2 - (1) - ④ 罹災証明書等の発行件数

		住家	非住家	合計
罹災証明書	集計済みの 19 市町	—	—	76 万件
	住家・非住家の内訳を 集計済みの 10 市町	16 万件 (88.9%)	2 万件 (11.1%)	18 万件 (100.0%)
被災証明書	集計済みの 17 市町	—	—	90 万件
合計		—	—	165 万件

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 罹災証明書については、平成24年9月末現在の数字である。ただし、1市町が平成24年6月23日現在、1市町が24年8月末現在、2市町が24年10月末現在の数字である。
 3 被災証明書については、平成24年9月末現在の数字である。ただし、2市町のみ平成24年8月末現在の数字である。
 4 四捨五入の関係で合計欄が一致しない部分がある。

図表 2 - (2) - ① 調査対象20市町における罹災証明及び被災証明の対象範囲

市町数	罹災証明書 (被害調査)			被災証明書			
	建物			建物以外 (設備、車両、漁船等)		人	高速道路 無料化用
	住家	非住家 (店舗、事務所、工場等)		届出の事 実を証明	現地調査 写真確認	被災地住 民の証明	
		課税台帳 記載	課税台帳 未記載				
2 市町	○	○	○	○		○	
1 市町	○	○	○	○		○	
6 市町	○	○	○	○			
1 市町	○	○	○		○		○
5 市町	○	○		○			
2 市町	○	○			○		○
1 市町	○	○			○	○	
1 市町	○	○	×	×	×		○
1 市町	○	○	×	×	×	○	
発行	20市町	20市町	10市町	14市町	4市町	3市町	6市町
未発行	0市町	0市町	10市町	6市町	16市町	17市町	14市町

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 ○は、証明の対象範囲であることを指す。
 3 空欄は、対象範囲に含まれないことを指す。
 4 ×は、罹災証明書と被災証明書のいずれの対象範囲にも含まれないことを特に示した。

図表 2 - (2) - ② 調査対象20市町における
罹災証明書の記載事項

世帯全員	
記載あり	記載なし
10市町	10市町

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (2) - ③ 調査対象20市町における罹災証明書の発行部数

発行部数を1部として いる市町	発行部数を5部までと している市町	発行部数に上限を設け ていない市町
3市町	1市町	16市町

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (3) - ① 被害認定事務に関する資料

資料名	概要
大規模災害時における住家被害認定業務の実施体制整備のあり方について－事例と例示－（平成20年3月内閣府（防災担当））	大規模災害を経験した自治体における事例を基に、市町村の住家被害認定業務の実施体制整備、事前対策の充実の参考となるものを整理したもの。
災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成21年6月内閣府（防災担当））	市町村が災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、具体的な調査方法や判定方法を定めたもの。
住家被害認定調査票（平成22年2月内閣府（防災担当））	建築等に関する専門知識がなくても、被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、地震、水害、風害といった災害の種類、木造・プレハブ、非木造といった構造物の種類に応じた調査票の様式を提示したもの。
災害に係る住家の被害認定基準運用指針参考資料（損傷程度の例示）（平成22年3月内閣府（防災担当））	被害認定基準運用指針において、損傷の程度を解説した損傷の例示について、より具体的なイメージを持つことが可能となるよう、写真等を用いて紹介したもの。
災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き（平成22年12月内閣府（防災担当））	大規模災害が発生した場合における、住家の被害認定の適切かつ円滑な実施の一助とすべく、大規模災害を経験した自治体における事例を参考に、被害認定調査の実施方法等について紹介したもの。

(注) 内閣府の資料に基づき当省が作成した。

図表 2-(3)-② 調査対象20市町における罹災証明事務の事前準備

事前に規程などを策定し、それに従って実施	事前に規程などを策定していたが、発災後、実情に応じて見直し	事前に規程などを策定していなかったため、発災後、策定	規程などを未策定
4市町	4市町	6市町	6市町

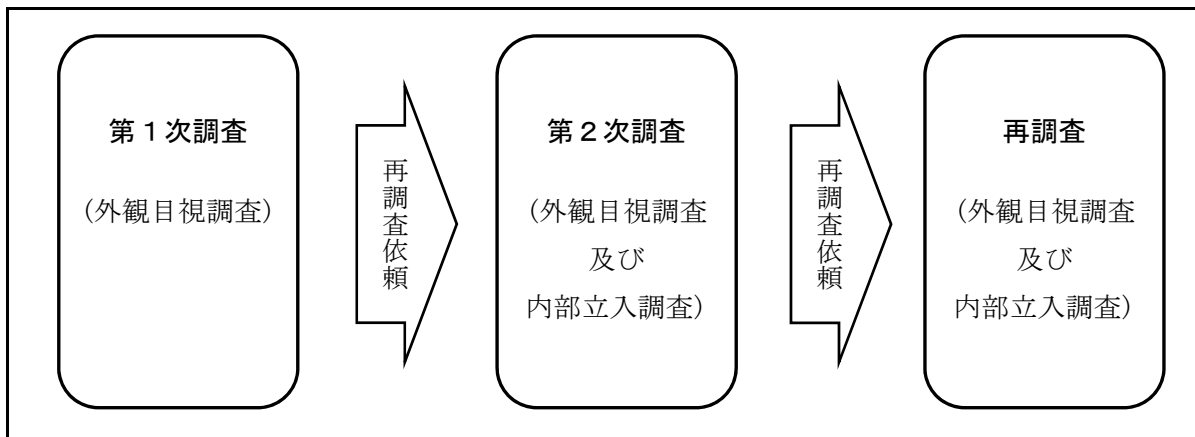
(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(3)-③ 調査対象20市町における罹災証明書等の発行開始状況

区分	発災（平成23年3月11日）からの日数	
	最初の罹災証明書の発行	最初の被災者生活再建支援金の支給
罹災証明書の発行日が最も早かった市町	7日後	48日後
罹災証明書の発行日が最も遅かった市町	48日後	111日後

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(3)-④ 被害認定調査の流れ



(注) 内閣府の資料に基づき当省が作成した。

図表 2-(3)-⑤ 調査対象20市町における現地調査と罹災証明書発行時期の関係

罹災証明書の発行方法	市町数	発災から最初の罹災証明書発行までの日数		
		最短	平均	最長
現地調査前から発行	3市町	7日	10日	17日
現地調査開始の日から発行	7市町	7日	18日	24日
現地調査開始から一定期間経過後に発行	10市町	10日	35日	48日

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (3) - ⑥ 調査対象20市町における第1次調査の方法と罹災証明書発行時期

第1次調査の方法	市町数	調査開始から最初の罹災証明書発行までの日数		
		最短	平均	最長
外観目視調査のみ	11市町	0日	8日	25日
外観目視調査に内部立入調査も併用	6市町	0日	24日	40日

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 現地調査前から航空写真判定などで罹災証明書を発行した3市町を除く。

図表 2 - (3) - ⑦ 調査対象20市町における被害調査への他自治体の応援と専門家への委託の状況

	他自治体応援	専門家委託
あり	13市町	4市町
なし	6市町	16市町
不明	1市町	—

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (3) - ⑧ 専門家への委託を行っていない理由

専門家への委託を行っていない理由	市町数
他自治体の応援で十分だった	6市町
予算と手続の面で余裕がなかった	4市町
公平性確保の上で問題があった	1市町
委託業者が見当たらなかった	1市町
念頭になかった	1市町
特になし	3市町

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (4) - ① 調査対象20市町における再調査依頼による調査等の実施状況

	実施市町	第1次調査件数に対する比率			備考
		最低	中央	最高	
再調査	16市町	0.9%	5.7%	18.3%	不明4市町
被害程度の区分の変更	14市町	0%	1.3%	8.2%	不明6市町

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 平成24年9月末現在の数字である。

図表 2 - (4) - ② 調査対象20市町における再調査依頼の教示方法と第2次調査及び再調査の実施率

	文書説明 広報	口頭説明 説明なし
第1次調査に対する再調査（第2次調査）の実施率	10.2%（7市町）	6.5%（8市町）
第2次調査に対する再調査の実施率	7.8%（3市町）	6.7%（10市町）

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 平成24年9月末現在の数字である。